

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成23年12月22日(2011.12.22)

【公開番号】特開2010-227730(P2010-227730A)

【公開日】平成22年10月14日(2010.10.14)

【年通号数】公開・登録公報2010-041

【出願番号】特願2009-74833(P2009-74833)

【国際特許分類】

C 02 F 1/469 (2006.01)

B 01 D 61/44 (2006.01)

【F I】

C 02 F 1/46 103

B 01 D 61/44

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月4日(2011.11.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

イオン交換膜の一方の面の少なくとも一部に、該イオン交換膜とは電荷の異なるイオン交換樹脂を接触させ、前記イオン交換膜上に前記イオン交換樹脂からなる粒子が単層状のイオン交換樹脂層を形成する工程と、

前記イオン交換膜に接触していないイオン交換樹脂を取り除く工程と、を有する電気式脱イオン水製造装置の製造方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明のEDIの製造方法は、イオン交換膜の一方の面の少なくとも一部に、該イオン交換膜とは電荷の異なるイオン交換樹脂を接触させ、前記イオン交換膜上に前記イオン交換樹脂からなる粒子が単層状のイオン交換樹脂層(以下、一粒層といふことがある)を形成する工程と、前記イオン交換膜に接触していないイオン交換樹脂を取り除く工程と、を有することを特徴とする。

前記イオン交換樹脂には、II形強塩基性アニオン交換樹脂を使用することが好ましく、中塩基性アニオン交換樹脂を使用することが好ましく、架橋度12%以上の強酸性カチオン交換樹脂を使用することが好ましい。前記イオン交換膜には、II形強塩基性アニオン交換膜を使用することが好ましく、中塩基性アニオン交換膜を使用することが好ましい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明のE D Iの製造方法は、イオン交換膜の一方の面の少なくとも一部に、該イオン交換膜とは電荷の異なるイオン交換樹脂を接触させ、前記イオン交換膜上に前記イオン交換樹脂からなる粒子が单層状のイオン交換樹脂層を形成する工程（接触工程）と、イオン交換膜に接触していないイオン交換樹脂を除去する工程（除去工程）とを有するものである。「電荷の異なるイオン交換樹脂」とは、アニオン交換膜に対するカチオン交換樹脂、又は、カチオン交換膜に対するアニオン交換樹脂を意味する。